

花巻市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

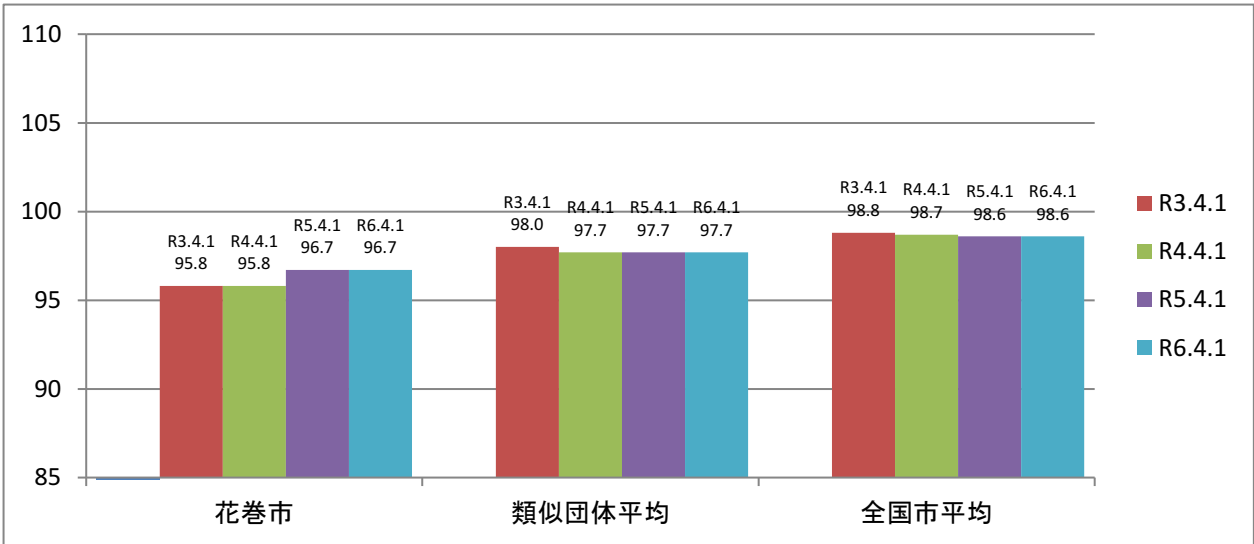
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	91,086人	60,848,968千円	1,712,856千円	8,588,391千円	14.1%	15.5%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	840人	3,241,712千円	655,631千円	1,275,620千円	5,172,963千円	6,158千円	5,999千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔実施 未実施〕（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国と同基準の給料表の水準に引下げる。高齢層については、最大3.7%の引下げを行うものの、初任給については、2,500円を上げることとし、若年層についても同程度の改定を行う。また、激変緩和のため、3年間（平成31年3月31日まで）の経過措置を実施。

② 地域手当の見直し

（支給割合）国基準と同様。

（実施時期）国基準と同様に平成27年4月1日より実施。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
花巻市	42.6歳	320,100円	382,197円	347,004円
岩手県	42.2歳	321,300円	389,594円	349,741円
国	42.1歳	323,823円	-	405,378円
類似団体	42.8歳	319,556円	376,793円	345,890円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
花巻市	50.7歳	65人	299,400円	321,831円	313,723円	-	-	-	-
清掃職員	53.8歳	3人	331,600円	371,000円	361,217円	廃棄物処理 業従業員	47.7歳	314,900円	1.18
学校給食 員	51.2歳	25人	304,300円	321,100円	319,052円	調理士	45.1歳	218,600円	1.47
用務員	49.7歳	17人	274,200円	297,788円	290,982円	用務員	49.1歳	244,800円	1.22
自動車運 転手	55.1歳	9人	328,300円	370,700円	342,152円	自家用乗用 自動車運転者	52.1歳	230,600円	1.61
その他	46.4歳	11人	295,000円	307,381円	300,785円	-	-	-	-
岩手県	52.1歳	229人	302,200円	329,783円	316,181円	-	-	-	-
国	51.2歳	1,829人	288,144円	-	330,553円	-	-	-	-
類似団体	53.8歳	19人	312,837円	336,390円	324,492円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	花巻市(C)	民間(D)	C/D
全体	5,143,676円	－	－
清掃職員	5,952,504円	4,376,300円	1.36
学校給食員	5,269,724円	2,915,600円	1.81
用務員	4,728,384円	3,297,300円	1.43
自動車運転手	5,709,924円	3,290,700円	1.74
その他	4,927,820円	－	－

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ月平均)

なお、調理士及び自家用乗用自動車運転者のデータは都道府県別(岩手県)平均、用務員及び廃棄物処理業従業員のデータは全国平均を使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、事務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
花巻市	49.6歳	381,214円	430,785円
岩手県	46.2歳	375,100円	419,855円
類似団体	40歳	303,988円	332,391円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		花巻市	岩手県	国
一般行政職	大学卒	197,800円	197,800円	196,200円
	高校卒	167,900円	167,900円	166,600円
技能労務職	高校卒	165,300円	165,300円	－
	中学卒	－	－	－
教育職	大学卒	193,300円	221,500円	－
	高校卒	167,900円	－	－
消防職	大学卒	218,800円	－	－
	高校卒	189,600円	－	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

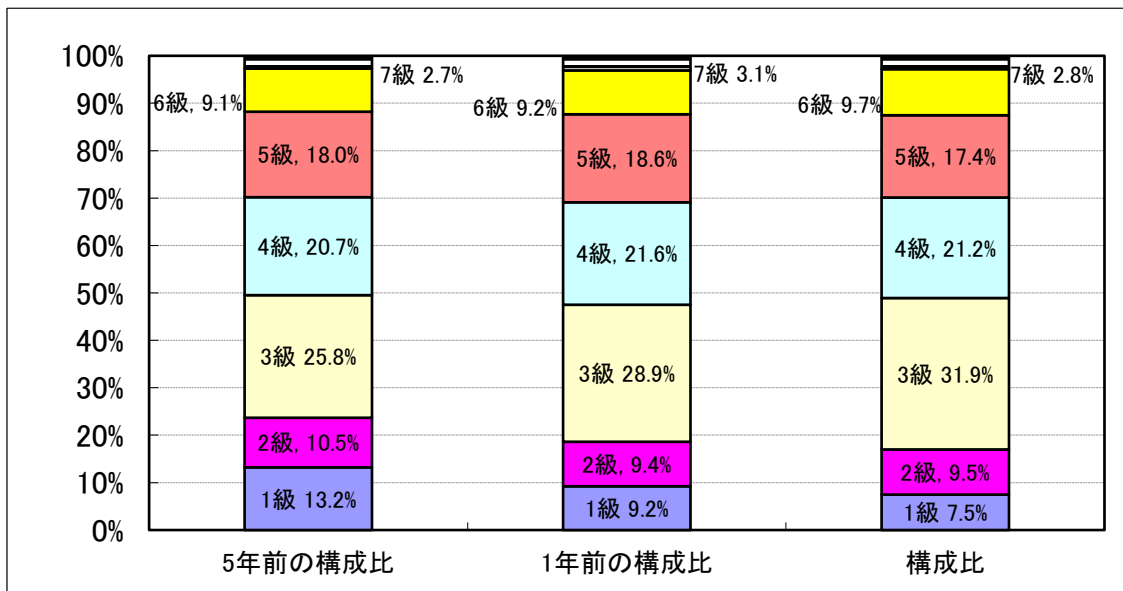
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,815円	342,180円	368,313円	387,317円
	高校卒	217,900円	291,533円	353,050円	367,371円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

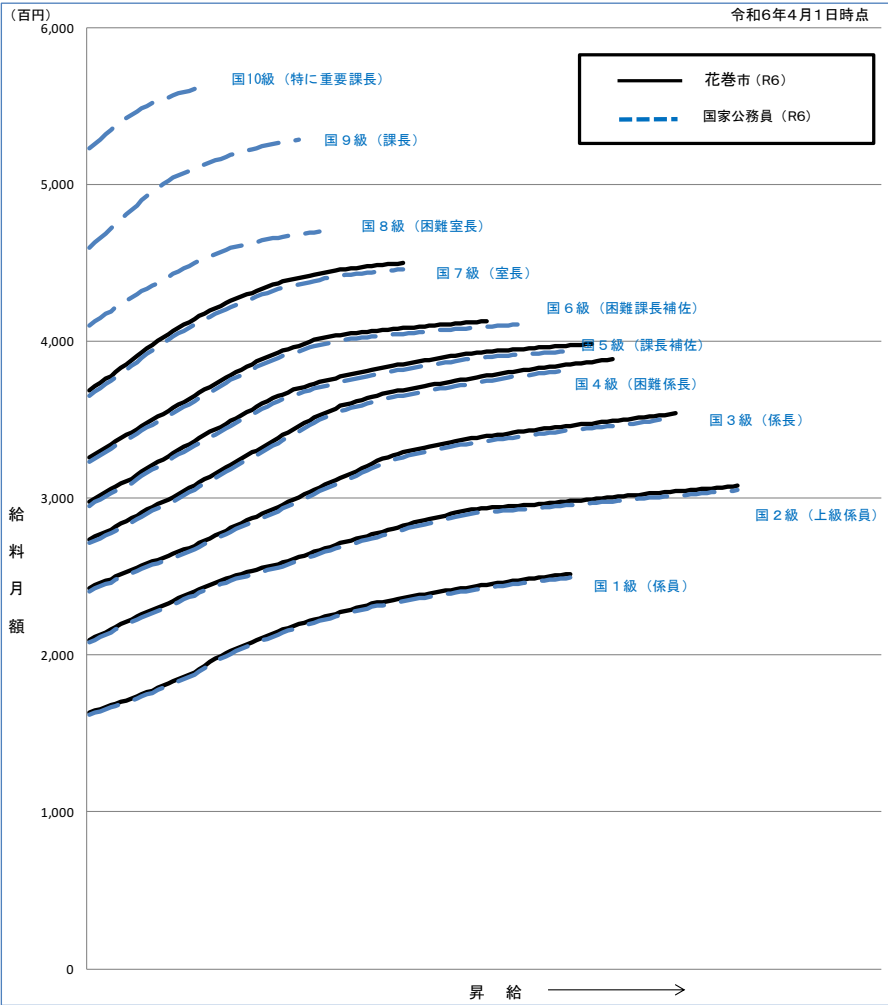
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事、技師	38人	7.5%	163,400円	251,600円
2級	主任	48人	9.5%	209,700円	307,900円
3級	主査	161人	31.9%	242,900円	354,100円
4級	係長、上席主査	107人	21.2%	273,900円	388,600円
5級	課長補佐	88人	17.4%	298,000円	398,500円
6級	課長	49人	9.7%	326,000円	413,000円
7級	部長・総合支所長	14人	2.8%	368,800円	450,100円

- (注) 1 花巻市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和8年度		令和8年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

花巻市	岩手県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,493千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,764千円	-
(5年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.00月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.00月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等によ 加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等によ 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等によ 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している		
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率		
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ(一律)		
ロ 人事評価を活用していない	○	○
活用予定時期	令和8年度	令和8年度

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

花巻市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)
1人当たり平均支給額 11,722千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		459千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		229,488円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
神奈川県平塚市	10%	1人	10%
宮城県仙台市	6%	1人	6%

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日)

支給実績(5年度決算)			16,500千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			108,557円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)			17.0%	
手当の種類(手当数)			10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
1) 税務職員手当	市税の徴収に関する業務に従事する職員	滞納処分	203千円	1件当たり390円～440円
2) 防疫作業手当	感染症等の防疫に従事する職員	感染疾病者等輸送、汚染物件の消毒	48千円	1件当たり440円
3) 清掃作業手当	不快な業務に従事する職員	犬猫等死体処理	88千円	1件当たり220円
4) 行路死病人等取扱手当	社会福祉事務に従事する職員	行路病死人の取扱業務		1回当たり1,760円～3,300円
5) 除雪作業手当	除雪作業に従事する職員	除雪車による除雪作業、除雪車誘導	25千円	1日当たり330円
6) 用地交渉手当	土地の取得、損失の保障交渉に従事する職員	現地での土地取得又は損失の交渉	83千円	1日当たり330円
7) 救急業務手当	消防組織法第12条に規定する消防職員	救急患者救助、医療機関への搬送	5,696千円	1回当たり240～700円
8) 夜間特殊業務手当	消防組織法第12条に規定する消防職員	夜間勤務	10,215千円	1回当たり410～1,100円
9) 出動手当	消防組織法第12条に規定する消防職員	火災、災害、救助のための現場出勤	132千円	1回当たり240円
10) 災害応急作業等手当	重大な災害が発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等に従事する職員	重大な災害の際に行う巡回監視業務及び災害箇所で行う応急作業等	10千円	1日当たり710～1,080円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	326,201千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	403千円
支給実績(4年度決算)	321,592千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	395千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	子10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額1人につき、5,000円 配偶者及び父母等の扶養親族1人あたり6,500円	同		93,163千円	242,613円

住居手当	借家 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 単身赴任手当受給者の留守家族が借家に居住する場合 職員本人が居住する場合の手当額の2分の1	同		59,851千円	306,932円
通勤手当	①電車・バスを利用する場合 運賃等相当額に応じて75,000円を上限として支給 ②乗用車などを使用する場合 使用距離等に応じて2,100円から49,300円までの範囲で支給 ③異動により特急・高速道路などを利用することが必要になった場合 負担している特急・高速道路料金などの額の2分の1(20,000円を限度)を加算	同		61,304千円	88,590円
単身赴任手当	勤務所を異にする異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することとなった職員等で、異動前の住居から勤務所までの距離が原則60キロメートル以上の職員に対して、距離に応じて、月額30,000円～100,000円の範囲で定額支給	同		456千円	456,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、指定する職にある職員に対して47,000円から70,800円までの範囲で定額支給	同		52,048千円	634,737円
寒冷地手当	基準日(11月から3月までの各月の初日)に在職する職員に支給 11月から3月までの間において、月額7,360円から、17,800円までの範囲で定額支給	同		54,738千円	62,630円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日又は休日等(以下「週休日等」)に勤務した場合に支給(勤務1回あたり8,000円以内) 週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外に勤務した場合に支給(勤務1回あたり4,000円以内)	同		634千円	
夜間勤務手当	正規の勤務時間(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務することを命ぜられ勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25割を乗じて得た金額を支給	同		13,774千円	
休日勤務手当	祝日法による土日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの支給額に135/100から160/100までの範囲の割合に乗じて得た額を支給	同		45,296千円	

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市 長	826,000円 (-円)	(参考)類似団体における最高／最低額
			1,104,000円 / 749,000円
報酬	副 市 長	677,000円 (-円)	822,000円 / 623,000円
報酬	議 長	431,000円 (-円)	535,000円 / 390,000円
	副 議 長	369,000円 (-円)	475,000円 / 322,000円
	議 員	339,000円 (-円)	441,000円 / 303,000円
期末手当	市 長 副 市 長	(5年度支給割合) 3.20月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(5年度支給割合) 3.40月分	
退職手当	市 長 副 市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.4038 給料月額×在職月数×0.2328	(1期の手当額) (支給時期) 16,010千円 任期毎 7,565千円 任期毎
	備考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

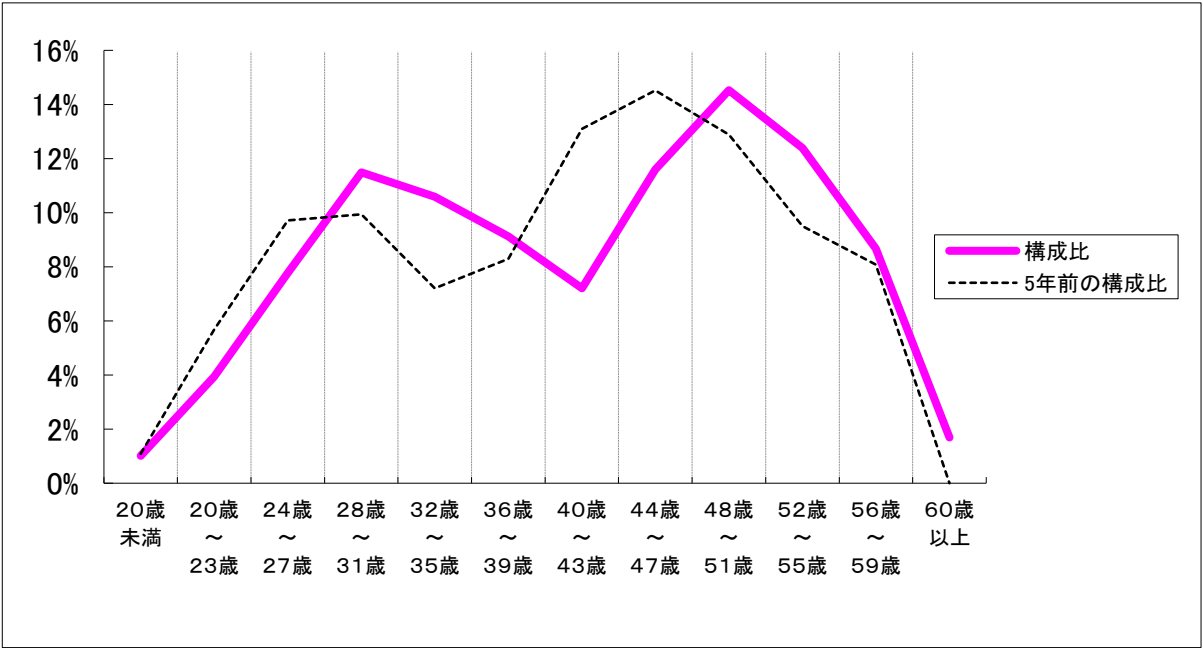
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
部門		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議会	7	7	0	財務専門監(応募なし) ▲2 税務業務見直し及び人員不足による減 ▲4 業務見直しによる異動 7 0 0 1 業務の増による配置 0 0 0
	総務	211	209	▲2	
	税務	46	42	▲4	
	民生	136	143	7	
	衛生	57	57	0	
	労働	1	1	0	
	農林水産	41	42	1	
	商工	25	25	0	
	土木	67	67	0	
	計	591	593	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.10人 (類似団体の人口1万人当たり職員数67.57人)
普通会計部門	教育部門	109	110	1	業務の見直しによる減
	消防部門	149	145	▲4	
	小計	849	848	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.10人 (類似団体の人口1万人当たり職員数87.10人)
公営企業等	病院			0	人員不足及び再任用職員の配置による減 0 ▲3 0
	水道	0	0	0	
	下水	14	11	▲3	
	その他	29	29	0	
公営企業等	小計	43	40	▲3	
合計		892	888	▲4	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.49人
		[1186]	[1196]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	9人	35人	69人	102人	94人	81人	64人	103人	129人	110人	77人	15人	888人

(3) 職員数の推移

部門別	年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		596	595	592	596	591	593	△3人	△0.5%
教育		126	118	112	108	109	110	△16人	△12.7%
消防		146	146	146	150	149	145	△1人	△0.7%
普通会計計		868	859	850	854	849	848	△20人	△2.3%
公営企業等会計計		48	46	44	44	43	40	△8人	△16.7%
総合計		916	905	894	898	892	888	△28人	△3.1%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。